

2023年12月25日

林 まり

私は、日本共産党市会議員団を代表し、只今議題となっております

請願第8号

児童・生徒・学生の健康と学習権が守られるために、生理用品の学校トイレへの設置ならびに人権としての性教育の実施を求めることについて

請願第9号

市内7か所の児童館について市民がこれまでどおり利用できるよう伊香立児童館の存続を求める請願

請願第10号

大津市の介護保険給付準備金「55 億円」を活用して、介護保険料の引き下げを求める請願

並びに

議案第136号、議案第138号から議案第141号、議案第148号、議案第149号、議案第155号についての賛成討論、

及び

議案第128号、議案第142号から議案第146号について、原案に反対、議案第128号、議案第142号から議案第145号について、修正案に賛成の立場で討論を行います。

まず、請願 8 号です。

本請願の趣旨にありますように、学校女子トイレへの生理用品の設置は、貧困対策としてだけでなく、体のリズムが整っていない不安定な時期の児童・生徒が安心して学べる環境づくりとして、発達年齢に合わせた科学的な性教育とあわせて、健康で衛生的な生活を保障し、自分自身の体はもとよりみんなの体を大切にするために、必要だと考えます。

私は、本会議でも議論し、その答弁や付託された委員会での討論では、適切な支援につなげるために、保健室で児童・生徒の状況を把握することの重要性の指摘もありました。しかし、第一に尊重すべきは、児童・生徒の羞恥心に寄り添い、不安感を取り除くことではないでしょうか。また、管理の負担については、児童・生徒と相談し任せられることもできるのではないのでしょうか。

請願趣旨に紹介されたアンケートでは、3人に1人以上が、学校生活で生理用品がなくて困った経験があると回答しています。保健室に来れば済むという理屈では解決

しないことを表しています。さらに、準備を怠ったことを自己責任とするのでは、月経をマイナス面からしか捉えられなくなりますし、支援からは遠のきます。

また、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、公衆トイレや駅トイレだけでなく、学校トイレにもトイレトーパーが無く、制服のポケットに「チリ紙」を折りたたんで持って行った時代がありました。

「これから生理用品はトイレトーパーと同じだと思ってください」これは、2021年春、生理用品を無償で設置することになったある都立高校の校長が養護教諭に語ったとして NHK が配信したものです。女性への合理的配慮として学校トイレへの生理用品設置を、さらに、様々な性被害や加害を防ぐためにも性をタブー視せず、親も子も正しく学ぶ必要性を訴え、賛成討論とします。

次に、請願 10 号です。

現在、次期ゴールドプランの策定中で、今年度中には次期介護保険料が示されません。高齢者の暮らしの厳しさから、保険料の負担は益々深刻になっています。

本市では、介護給付費準備基金は、介護保険財政の調整及び事業運営の安定化のために設置され、これまで剰余金は基金に繰り入れられてきました。しかし、介護保険制度は、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としています。

請願趣旨にもあるように、積み増した大津市の基金残高は55億円を超えており、これは市民から保険料を過大に徴取してきた結果と言えます。全国平均と比較しても高すぎる介護保険料を引き下げ、物価高騰に苦しむ市民の負担を軽減することは当然だと考えることから賛成します。

次に、請願 9 号と議案第149号は関連することから一括して討論いたします。

そのそも伊香立保育園は、耐震基準を満たしていないことや、園庭の大部分が土砂災害警戒区域に指定されていることから、移転での整備が急がれていました。そのため伊香立保育園の移転先住所地の伊香立児童館について、いったん廃止することはやむを得ないことと考えます。しかしながら、児童館の廃止にあたって、いまだ利用者への説明や意見聴取は行われていません。

児童館は、あそびを通じて子どもたちの発達を支援するだけでなく、地域のニーズを踏まえてその地域の健全育成機能を高めていくという役割も担っており、利用者の意見も聞かずに堅田・小野の両児童館で受け入れられると結論付けるのは、乱暴であり配慮に欠けています。

請願者が求める伊香立学区内での児童館の存続について、引き続きそのあり方や手法も含め協議を続ける必要性があると考え、本請願及び議案に賛成します。

次に、議案第 136 号です。

患者が払う医療費の窓口負担割合をマイナンバーカードなどで確認する「オンライン資格確認システム」に誤って登録されている問題で、政府は今年12日「マイナンバー情報総点検本部」に、新しく1万5,879件の誤登録が見つかり修正したと公表しました。厚生労働省が9月末に公表していた5,695件と合わせると、判明した負担割合の誤登録は2万1,574件に上ります。これまでから、地方公共団体情報システム機構(略称:J-LIS)のシステムトラブルや、マイナポイント申請時の混乱など、自治体は、政府のずさんな制度構築に振り回されてきました。

本来任意取得のマイナンバーカードと保険証を一体化させた、マイナ保険証の利用率は現在およそ4.5%しかありません。政府は、介護施設などの入所者のカードを職員が預かる場合の対応策として、今年15日から暗証番号の設定が不要な「顔認証マイナンバーカード」の導入も始めましたが、保険証をなくさなければ済むことで疑問しかありません。

私たちは、現行の健康保険証廃止に反対の立場であることは変わりませんが、本議案の条例改正は、スムーズな医療請求事務に欠かせないものであると判断し、市民や医療機関が不利益を被らないために賛成とします。

次に、議案第138号並びに141号、142号、148号は、関連することから一括して討論いたします。

本条例改正は、本年8月の人事院勧告及び10月の滋賀県人事委員会の給与勧告に基づく本市職員の給与改定と、新たな人事給与制度にあたっての給料表の改定、昇給制度の見直しを行なおうとするもので、一定の改善が図られることについては歓迎いたします。

しかし給与改定は、昨年来の物価高騰による消費者物価指数の2.5%以上の上昇という現状からは低い水準の改定と言わざるを得ません。また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するとしたものの、転換号給制度は本市独自の制度であり、人事院勧告には準拠せず、号給号数が抑えられて、今後も給料が上がりにくくなるのが実態です。改善は図られたというものの国や県、多くの市町よりも低い水準であることには変わりなく、職員の意欲低下や、転職者が増える要因にもつながるものと考えます。職員が生き生きとやり甲斐を感じながら職務を遂行できる職場をつくっていくためにも、人事給与制度は一旦元に戻すことが必要であり、引き続き職員組合とは改善に向けた協議を継続することを求め、関連議案に賛成します。

続いて、議案第139号です。

本条例改正は、本年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、勧告の内容を踏まえ給料表及び期末手当支給月数について所要の改正を、また、地方自治法の改正により、新年度からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市の会計年度任用職員について、勤勉手当を支給するための所要の改正を行おうとするものです。会計年度任用職員の給与ならびに期末手当、勤勉手当の改善が図られることを歓迎いたします。

本市では期末手当の支給対象を継続して6ヶ月、週30時間以上勤務するものとしていることから、勤勉手当についても同様の勤務条件が支給対象となります。

しかし今般の地方自治法改正にあたっての国会議論の中で、各自治体による総務省のマニュアルの解釈に差異が生じていることが指摘され、これに対し国は期末手当、勤勉手当とも継続して6ヶ月、週15.5時間以上勤務するものを支給対象とすることが基本であると明言し、今後実態把握の上、各自治体に対し適切な対応を促すとしています。本市としても地方自治法の改正の趣旨を踏まえて、さらなる改善に向けて取り組むことを求め本議案に賛成するものです。

次に、議案第155号です。

本条例改正によって、かねてより要望を続けていた医療費助成制度が拡充することについては歓迎するものです。ただし、精神障害者保健福祉手帳2級所持の方は、あわせて身体障害者手帳3級の2種類の手帳を所持していることが条件となっています。そもそも障害等級の判定基準では、精神障害者保健福祉手帳2級所持の方は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」と定められており、就労も困難な実態があることから、今後、精神障害者保健福祉手帳2級所持者も医療費助成制度の対象とするよう更なる拡充を求めて賛成します。

最後に、議案第128号並びに142～146号は、関連することから一括で討論いたします。

本年8月の人事院勧告に準拠した条例改正ではありますが、市長をはじめ我々議員は、市政運営に責任を負う立場です。市民の生活実態は、年金の目減りや賃上げも物価高騰に追い付かない現状の下で、厳しい暮らしをさらに切り詰めている状況にあります。当初提案された特別職の期末手当の引き上げは、市民理解が得られないと考えることから認めることができません。以上のことから、原案に反対し、それらを除く修正案に賛成するものです。以上、討論といたします。